

『小規模多機能型居宅介護』けあらいふラルゴ 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。（高山市指定 第2192700090号）
当事業所は、ご契約者様に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスまたは指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 非常火災時の対応
- 10 サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- | | | | |
|-----------|-----------------|-------|----------|
| (1) 法人名 | 医療法人 万裕会 | (代表者) | 理事長 佐守友実 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県高山市新宮町683番地1 | | |
| (3) 電話番号 | 0577-36-6711 | | |
| (4) 設立年月日 | 平成22年11月19日 | | |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成27年 3月 3日指定 高山市 第2192700090号 |
| (2) 事業所の目的 | 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能型居宅介護 けあらいふラルゴ |
| (4) 事業所の所在地 | 岐阜県高山市新宮町676番地5 |
| (5) 電話番号 | 0577-35-5668 |

- (6) 管理者氏名 横 超 厚 美
- (7) 運 営 方 針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成27年 3月 3日
- (9) 登 録 定 員 29名（通いサービス定員15名、宿泊サービス定員5名）
- (10) 利用対象者 介護保険の過程的要介護、又は要介護度1～5の認定者 及び介護保険の要支援1，2の認定を受けている方、

(11) 居室等の概要	備 考
宿 泊 室	個室 4室（電動ベット付）・ 簡易室 1室（簡易ベット）
居間・食堂	ダイルーム 58.45 m ²
台 所	7.45 m ²
浴 室	機械浴・一般浴兼用浴室
消 防 設 備	自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機、非常用照明、誘導灯、消火器

3. 事業所実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域は 高山地域、清見町の三日町・牧ヶ洞徳野・藤瀬 地区です。
- (2) 営業日及び営業時間

営業時間	年中無休
通いサービス	月曜日から日曜日（基本時間） 9時から17時
訪問サービス	随 時
宿泊サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 17時から9時

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置（指定基準遵守）しています。

職員の職種	常 勤	指定基準	職務内容
管 理 者	1名	1名	事業内容の調整
介護支援専門員	1名	1名	サービスの調整・相談業務
看 護 職 員	1名	1名	健康チェック等の医療業務
介 護 職 員	5名以上	5名	日常生活の介護・相談業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険給付対象サービス)
- (2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合 (介護保険給付対象外サービス)

(1) 利用料金が介護保険から給付されるサービスと利用料金

以下のサービスについては、利用料金の7割～9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割～3割の金額となります。

● 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の配膳、及び必要に応じた食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。

②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するように努めます。

⑤健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

● 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の介護や援助をします。
- ・ 訪問サービス提供にあたって、医療行為はいたしません。

● 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の介護や援助をします。

★介護保険から給付される利用料金と自己負担額

介護保険から給付される利用料金は ①の包括費用の額と、②の加算額があります。

① 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月分の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用※（定額）です。下記料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※下記は1割負担額適用の方の金額です。2割3割負担の方はその金額をご負担いただきます。

要介護度別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	34,500円	69,720円	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
介護保険給付金額	31,050円	62,748円	94,122円	138,330円	201,231円	222,093円	244,881円
サービス料自己負担	3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円

☆ 上記は、月毎の包括料金ですので、契約者の体調不良や身体状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても日割りでの割引き増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日 通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日 利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

②、加算

- ◎ 初期加算
- ◎ 看護職員配置加算（Ⅰ）
- ◎ 総合マネジメント体制強化加算
- ◎ 訪問体制強化加算
- ◎ 認知症加算（Ⅲ）、（Ⅳ）
- ◎ サービス提供体制加算
- ◎ 介護職員処遇改善加算Ⅲ
- ◎ 看取り連携体制加算
- ◎ 生産性向上推進体制加算Ⅱ

この加算は、当事業所が適用を受け、介護保険から加算給付を受ける場合、その加算給付額の1割～3割が利用者の自己負担となります

☆ 詳細は、この重要事項説明の際、その時点での確定金額等も含めてご説明いたします。

(2) 利用料金が、介護保険の給付対象とならないサービスと費用

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- 食事の提供（食事代）
利用者に提供する食事に要する費用・ 朝食400円 昼食600円 夕食600円
おやつ代150円（各々1日あたり）
- 宿泊に要する費用
利用者に提供する宿泊に要する費用・ 1泊につき2,500円
- 通常のサービス実施地域以外の利用者に対する送迎費用及び交通費・ 1kmにつき30円
- おむつ代 及びパット代 ・ 実費
- レクリエーション、クラブ活動 ・ 250円/日
利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただけます。
・ 材料代等の実費をいただきます。
- 複写物の交付
利用者は、サービスの提供について記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合。
・ 1枚につき10円

★利用の中止、変更、追加

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止や変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則として、サービス実施日の前日までに申し出てください。

☆ 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。

介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、原則、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	(自己負担相当額)の 60 %

★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

★利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の利用料金は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法で翌月末日までにお支払いください。

- ① 現金支払い ② 銀行振込み ③ 口座自動振替

【銀行振込みの場合】

高山信用金庫 新宮支店 普通口座 口座番号 0083851
名義) 医療法人 万裕会 ラルゴ管理 理事長 佐守 友実

6、苦情の受付

(1) 当事業所における苦情や相談の受け付けは、以下の専用窓口で受け付けます。

受付窓口 (担当者)	横 超 厚 美
受付時間 電話番号	午前8時～午後5時 0577-35-5668

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

①	公的機関の窓口	岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理専用電話 058-275-9826
②	市の窓口	高山市高年介護課 0577-35-3178
③	地域包括支援センター	高山市地域包括支援センター 0577-35-2940

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	おおむね2ヶ月に1回開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医と連携を基本としつつ、病状の急変に備えて下記の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

さもりファミリークリニック	高山市新宮町683番地1	0577-36-6711
高山赤十字病院	高山市天満町3丁目11番地	0577-32-1111
久美愛厚生病院	高山市中切町1番地1	0577-32-1115
いしうら歯科医院	高山市石浦町5番地1	0577-34-5648

9. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画にそって非難訓練を年に2回、利用者も参加して行います。

防災管理者	横 超 厚 美
消防設備	自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機、非常用照明、誘導灯、消火器

10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- 事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。
- 所持金は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型 居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所 けあらいふるゴ

説明者 管理者 氏名 横 超 厚 美 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

代理人 住所 _____

氏名 _____ ⑩

(続柄)